

令和5年（2023年）

第11回大阪狭山市教育委員会  
定例会議議事録

令和5年（2023年）11月30日 開催

大阪狭山市教育委員会

## 第11回大阪狭山市教育委員会定例会議議事録

令和5年(2023年)11月30日(木)

午後2時00分 開議

市役所3階 委員会室

### 出席委員(5名)

|       |          |
|-------|----------|
| 竹谷 好弘 | 教育長      |
| 山田 順久 | 教育長職務代理者 |
| 田川 宜子 | 委員       |
| 河合 洋次 | 委員       |
| 井上 寿美 | 委員       |

### 出席事務局の職員

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 山田 裕洋 | 教育部長                 |
| 寺下 憲志 | 教育監                  |
| 山本 泰士 | こども政策部長              |
| 浜口 亮  | 教育部次長兼教育総務グループ課長     |
| 塚本 浩二 | こども政策部次長兼保育・教育グループ課長 |
| 中本 真司 | 教育部副理事兼学校教育グループ課長    |
| 東野 貞信 | 社会教育グループ課長           |
| 森口 健次 | 歴史文化グループ課長           |
| 神楽所保則 | 教育施設グループ課長           |
| 井上 知久 | 子育て支援グループ課長          |
| 岩間かおり | 放課後こども支援グループ課長       |

### 書記

|       |            |
|-------|------------|
| 安達奈津芽 | 教育総務グループ主幹 |
| 山田 修平 | 教育総務グループ主任 |

## 議事日程

### 開会

教育長活動報告

### 議事

- 日程第 1 報告第29号 大阪狭山市育英金貸与条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 報告第30号 指定管理者の指定について
- 日程第 3 報告第31号 大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 報告第32号 令和 5 年度（2023年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第 7、8 号 教育委員会関係）について

### 閉会

各グループの報告事項

教育部長（山田裕洋）

それでは、定刻となりましたので教育長、以降よろしく願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

では改めまして、こんにちは。

定刻ということで、第11回の教育定例会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員数は定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

議事録の署名委員に、会議規則によりまして田川委員と河合委員を指名いたします。

まず、教育長の活動報告でございますが、1ページ開いていただきまして、裏表でございます。項目多いですけれども、10月から11月にかけて、結構いろんな行事、研修会などございまして、出席をしてみいました。

10月21日、小学校の運動会、見学に行ってみいました。

10月22日は防災フェスタin大阪狭山ということで、さやか公園で行われたのに参加をしました。

10月26、27日は近畿都市教育長協議会、毎年の研究協議会ですけれども、研修会ということで。これは大阪府で行われました。行ってまいりました。

28日、狭山池シンポジウム2023。水をテーマにした暮らしと水環境ということで、シンポジウムを行いました。

29日はさやりんピック、第13回ということでこれもさやか公園で行われました。

11月3日は、表彰式ということで、教育委員の皆さんにもご参加をいただきました。ありがとうございます。

11月6日、南河内の教育委員会の研修会ということで、四天王寺大学を会場に研修を行ってまいりました。

11月7日、近畿の市町村の教育委員会の研修、これはオンラインで行われました。

裏面でございます。

11月19日、国際平和ポスターコンテストということで、ライオンズクラブ主催の表彰式でございます。祝辞を述べてまいりました。

11月21日、都市教育長協議会の秋季の研修会。高石市で行いました。

ということで、以上、様々な行事、集会に参加をいたしました。

以上でございます。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日の議案ですが、日程第1、報告第29号、大阪狭山市育英金貸付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育部副理事兼学校教育グループ課長（中本真司）

それでは、日程第1、報告第29号、大阪狭山市育英金貸与条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

着座にて失礼します。

資料は、1ページから4ページでございます。

今回の条例改正は、少子化が進み、閉校する全日制高校が増加している一方で、通信制高校は、毎日学校に通う必要がなく、様々なコースの設置や魅力的な授業を実施することで、多様化する学びのニーズに対応しており、また、いち早く導入してきたオンライン学習がコロナ禍の中で注目を集めたこともあり、入学する生徒が増えてきております。

これらの背景を踏まえ、通信制高校についても、育英金の貸与の対象とすることや、返還の猶予についても、通信による教育を受ける場合を含めるため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

続きまして、条例の概要につきましてご説明をいたします。

資料3ページの新旧対照表をご覧ください。

第1条の規定に係る改正では、学校教育法に規定する高等学校から通信制の課程の高等学校を除く規定を削るものです。第2条では、対象要件について、健康な者を削るなど、字句を改めるものです。

第6条では、育英金の返還の猶予について、学校教育法に規定する大学から通信による教育を受ける場合を除く規定を削るものです。

4ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行することと規定しております。改正後のこの条例に基づく育英金の貸与に関し、必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができるとし、この規定については、公布の日から施行することと規定しております。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議いただきますよう、よろしくをお願いいたします。教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問などございますでしょうか。

教育長職務代理人（山田順久）

説明はよく分かりました。今の大阪狭山市の育英金の貸与の状況というの、概要で結構ですので教えていただけますか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育部副理事兼学校教育グループ課長（中本真司）

今年度につきましては3名申請しております。昨年度は2名、その前も2名。大体その辺の数字で推移しております。

以上です。

教育長職務代理人（山田順久）

ありがとうございます。

教育長（竹谷好弘）

ほかに何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

続きまして、日程第2、報告第30号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

社会教育グループ課長（東野貞信）

報告第30号、指定管理者の指定について、社会教育グループより説明させていただきます。

資料は、6ページでございます。

大阪狭山市立総合体育館、野球場、市民総合グラウンド、山本テニスコート、池尻体育館、ふれあいスポーツ広場、大野テニスコートの指定管理者の候補者の選定について公募いたしましたところ、3件の申請があり、大阪狭山市公の施設指定管理者選定委員会による審査の結果、株式会社SSKを代表企業とする3社の共同企業体であります、水・人・まちが輝く大阪狭山スポーツパートナーズを候補者として選定いたしました。

選定した指定管理者の候補者につきましては、12月定例議会に議案として提案し、可決後、協定の締結を経て、令和6年4月1日から5年間、指定管理者として当該施設の管理運営を行うこととなります。

以上簡単な説明ですが、よろしく願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等、ございますでしょうか。よろしいですか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

続きまして日程第3、報告第31号、大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

こども政策部次長兼保育・教育グループ課長  
(塚本浩二)

それでは、報告第31号、大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

着座にて失礼いたします。

まず、改正の理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正され、令和5年9月16日に施行されたこと等に伴い、同基準の規定を勘案して定める本条例について所要の改正をするものでございます。

次に、改正の概要でございますが、資料の9ページの新旧対照表をお願いいたします。

まず、第6条第2項でございますが、法第19条第1号について、直前で引用する号と同じ号を再度引用する場合に、同号で受ける形に改める字句の修正を行うものでございます。

次に、第15条第1項第2号でございますが、指定都市等における認定こども園の認定または認可に係る都道府県知事への事前協議が事前通

知に見直され、申請書の写しを都道府県知事に送付する規定が削除されたことにより、就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第11項が同条第10項に繰り上げることに伴い、引用条文のずれを改めるものでございます。

10ページをお願いいたします。

第35条第3項でございますが、特定事業保育を提供する場合の読替規定を定めておりますが、先ほど第6条第2項におきまして、同号に字句を改めたことにより、字句を修正するものでございます。

次に、第36条第3項でございますが、特定利用教育を提供する場合の読替規定を定めておりますが、次、11ページをお願いいたします。

第35条の読替規定と同じく、特定教育保育施設、認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じを特定教育保育施設、特別利用教育を提供している施設に限る。

以下、この項と同じに読み替える規定を追加するものでございます。

また第6条第2項において、同号に字句を改めたことにより、字句を修正するものでございます。

最後に施行期日は公布の日からとしております。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしくをお願いいたします。

教育長(竹谷好弘)

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

それでは最後、日程第4、報告第32号、令和

5年度（2023年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第7号、8号 教育委員会関係）についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育部次長兼教育総務グループ課長（浜口亮）

日程第4、報告第32号、令和5年度、2023年度大阪狭山市一般会計補正予算（第7号、第8号 教育委員会関係）につきましてご説明させていただきます。

本件につきましては予算関連所属が複数ございますので、教育総務グループから一括してご説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

資料は12ページから18ページでございます。

まず、資料の13ページをご覧ください。

まず、補正予算（第7号）からご説明させていただきます。

債務負担行為補正でございますが、老朽化が進んでおります狭山中学校の校舎の耐力度調査を実施するため、令和5年度から令和6年度まで、限度額800万円を設定するものでございます。

引き続き、歳入でございます。

まず国庫支出金でございますが、国庫負担金の民生費国庫負担金の児童福祉施設入所費国庫負担金（母子生活支援施設）が125万円、子どものための教育・保育給付費国庫負担金（過年度追加交付分）が2,298万2,000円、教育費国庫負担金の子どものための教育・保育給付費国庫負担金（過年度追加交付分）が256万2,000円で、いずれも増額でございます。

次に府支出金でございますが、府負担金の民生費府負担金の児童福祉費入所、児童福祉施設入所費府負担金（母子生活支援施設）が62万5,000円、子どものための教育・保育給付費府負担金（過年度追加交付分）が2,094万1,000円、

教育費府負担金の子どものための教育・保育給付費負担金（過年度追加交付分）が128万1,000円でいずれも増額で、国庫支出金と合わせまして、これら全て事業費の増加及び確定、または確定分によります予算額の更正で、合計で4,964万1,000円を計上するものでございます。

続いて歳出でございますが、まず民生費の児童福祉費、児童福祉総務費の児童福祉管理事業の子ども・子育て支援交付金超過交付返還金503万2,000円から、14ページの子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）支給事業の特別給付金（その他世帯分）事業費国庫補助金超過交付返還金625万円までと、15ページの教育費の幼稚園費の子育てのための施設等利用給付事業の子育てのための施設等利用給付費国庫負担金超過交付返還金、131万3,000円と、同じく府負担金超過交付返還金65万7,000円につきましては、いずれも事業費の確定に伴い、国庫負担金、国庫補助金等につきまして、超過交付分の返還金を計上するものでございます。

なお、14ページの上から3段目の児童福祉施設入所費（母子生活支援施設）につきましては、当該施設への入所者の増加を見込み、250万円を増額するものでございます。

15ページに戻っていただきまして、教育費の小学校管理費及び中学校管理費のコンピューター設置事業につきましては、GIGAスクール構想に基づく、児童生徒の1人1台端末環境を次年度も引き続き維持するため、タブレット端末の購入費用といたしまして、小学校につきましては257万1,000円、中学校につきましては108万6,000円を計上するもので、小学校教科書・指導書等購入事業につきましては、本年7月に採択されました令和6年度使用小学校教科用図書に係る新たな指導書購入費用といたしまして、1,785万4,000円を計上するもので、以上、歳出につきましては合計4,916万5,000円を計上

するものでございます。

引き続きまして、補正予算（第8号）についてご説明させていただきます。

資料は16ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、令和5年度人事院勧告に基づく給料月額の設定に伴いまして、教育委員会が所管する各事業におきまして、会計年度任用職員報酬と期末手当を増額するもので、事業ごとの個別の説明は割愛させていただきます。

先に歳出からご説明させていただきます。

資料16ページの民生費、児童福祉費、児童福祉総務費の児童福祉管理事業から、18ページの教育費、社会教育費、社会教育施設費の青少年野外活動広場管理運営事業の会計年度任用職員報酬の合計で1,712万2,000円、期末手当の合計で285万9,000円、合計で1,998万1,000円を計上するものでございます。

次に歳入でございますが、資料の16ページに戻っていただきまして、先ほどの会計年度任用職員報酬と期末手当の増額に伴いまして、国庫支出金、国庫補助金の民生費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金など、各事業に対する経費の補助金につきまして、合計で582万5,000円を計上するものでございます。

以上が補正予算の概要でございますが、ご質問等ございましたら、各担当グループから詳細につきましてご説明させていただきます。

よろしくをお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの補正予算の説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

私から、15ページのコンピューターの備品購入費。これもうちょっと詳細に、何台ぐらい。スペックは今のやつと全く同じものでしたね。その辺をお願いします。

教育部次長兼教育総務グループ課長（浜口亮）

今、計上しておりますのが、1人1台端末のタブレットということで、次年度の生徒数を見込みまして、不足と考えられます台数と、年度途中で修理が不可能になった分を更新ということで、その辺を合わせまして購入させていただくということで、1台当たり4万5,000円ということで計上させていただいておるものでございます。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

破損もあるということですね。

教育部次長兼教育総務グループ課長（浜口亮）

破損もあって次年度の生徒数の増加を見込んで、4月時点での生徒数に不足がないようにということでさせていただきます。

教育長（竹谷好弘）

お願いします。ということは毎年、この対応していくんですね。

教育部次長兼教育総務グループ課長（浜口亮）

12月に補正対応をさせていただいています。

教育長（竹谷好弘）

何か。

山田委員。

教育長職務代理人（山田順久）

現実的に任用職員の方々、人材不足と言われているんですけども、そのあたり全体として、状況としてはもう十分充足されているということでもよろしいですか。

教育長（竹谷好弘）

学校教育さんのほうですかね。

担当。

教育部副理事兼学校教育グループ課長（中本真司）

スクールサポートスタッフについては全校配置されておりますし、図書館司書も全校配置しております。ALTについてもそうですが、支援教育に関しまして学びの支援員、ちょっと欠

員も出ておりましたけれども、今、徐々にもう埋まりつつあります。

以上でございます。

教育長職務代理者（山田順久）

分かりました。ありがとうございます。

教育長（竹谷好弘）

よろしいでしょうか。

ほかに何かご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

本日の議案は以上でございますので、これをもちまして、教育会議を閉会いたします。

以上

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、署名する。

教育委員会教育長

教育委員会 委員

教育委員会 委員

教育委員会事務局職員